

能代市森林整備変更計画書

計画期間

自 平成25年4月 1日

至 平成35年3月31日

(平成27年8月変更)

秋 田 県
能 代 市

目 次

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	・ ・ ・ ・ 1
1 森林整備の現状と課題	・ ・ ・ 1
2 森林整備の基本方針	・ ・ ・ 1
3 森林施業の合理化に関する基本方針	・ ・ ・ 1
II 森林整備に関する事項	・ ・ ・ ・ 1
第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	・ ・ ・ ・ 1
1 樹種別の立木の標準伐期齢	・ ・ ・ 1
2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法	・ ・ ・ 1
3 その他必要な事項	・ ・ ・ 1
第2 造林に関する事項	・ ・ ・ ・ 2
1 人工造林に関する事項	・ ・ ・ 2
2 天然更新に関する事項	・ ・ ・ 2
3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在	・ ・ ・ 2
4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	・ ・ ・ 2
5 その他必要な事項	・ ・ ・ 2
第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他 間伐及び保育の基準	・ ・ ・ ・ 3
1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	・ ・ ・ 3
2 保育の種類別の標準的な方法	・ ・ ・ 3
3 その他必要な事項	・ ・ ・ 3
第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	・ ・ ・ ・ 4
1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法	・ ・ ・ 4
2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の 区域及び当該区域内における施業の方法	・ ・ ・ 4
3 その他必要な事項	・ ・ ・ 4
第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	・ ・ ・ ・ 5
1 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針	・ ・ ・ 5
2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するため の方策	・ ・ ・ 5
3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	・ ・ ・ 5
4 その他必要な事項	・ ・ ・ 5

第6	森林施業の共同化の促進に関する事項	・ ・ ・ ・ 5
1	森林施業の共同化の促進に関する方針	・ ・ ・ 5
2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	・ ・ ・ 5
3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	・ ・ ・ 5
4	その他必要な事項	・ ・ ・ 5
第7	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	・ ・ ・ ・ 5
1	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	・ ・ ・ 5
2	路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	・ ・ ・ 5
3	作業路網の整備に関する事項	・ ・ ・ 5
4	その他必要な事項	・ ・ ・ 5
第8	その他必要な事項	・ ・ ・ ・ 6
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	・ ・ ・ 6
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	・ ・ ・ 6
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	・ ・ ・ 6
III	森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項	・ ・ ・ ・ 6
1	森林病虫害の駆除及び予防の方法	・ ・ ・ 6
2	鳥獣による森林被害対策の方法	・ ・ ・ 6
3	林野火災の予防の方法	・ ・ ・ 6
4	森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	・ ・ ・ 6
5	その他必要な事項	・ ・ ・ 6
IV	森林の保健機能の増進に関する事項	・ ・ ・ ・ 5
1	保健機能森林の区域	・ ・ ・ 5
2	保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法	・ ・ ・ 5
3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備	・ ・ ・ 5
4	その他必要な事項	・ ・ ・ 5
V	その他森林の整備のために必要な事項	・ ・ ・ ・ 8
1	森林経営計画の作成に関する事項	・ ・ ・ 8
2	生活環境の整備に関する事項	・ ・ ・ 8
3	森林整備を通じた地域振興に関する事項	・ ・ ・ 8
4	森林の総合利用の推進に関する事項	・ ・ ・ 8
5	住民参加による森林の整備に関する事項	・ ・ ・ 8
6	その他必要な事項	・ ・ ・ 8

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

変更なし

2 森林整備の基本方針

(1) 変更なし

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

水源涵養機能に「水源森林地域」の整備及び保全の基本方針を追加する。

森林の区分	森林の整備及び保全の基本方針
水源涵養機能森林	<p>ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林並びに地域の用水源として重要なため池、湧水地及び溪流等の周辺に存する森林は、水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ることとする。また、立地条件や国民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。</p> <p>ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十分発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。</p>
水源森林地域	<p>秋田県水源森林地域の保全に関する条例の制定に伴い指定された水源森林地域は、水源かん養保安林、市町村森林整備計画で水源涵養機能維持増進森林としてゾーニングされている森林、市町村、水道事業者等が公共用に利用するために取水している地点周辺の森林について指定することとする。</p> <p>指定された水源森林地域では、適正な土地利用を確保するために、森林の売買にあたり事前の届出を行うこととする。</p>

3 森林施業の合理化に関する基本方針

変更なし

II 森林整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

変更なし

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

変更なし

3 その他必要な事項

変更なし

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

(1) 変更なし

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

樹種	仕立ての方法	標準的な植栽本数 (本/ha)	備考
スギ	疎密度仕立て (収量比数0.5)	1,500~2,100	
	疎~中庸密度仕立て (収量比数0.6)	2,101~2,500	
	中庸密度仕立て (収量比数0.7)	2,501~3,000	

スギ以外の樹種については、林地の生産力、立地条件を考慮して定める。

スギを主体とする育成複層林については、上層木林分の樹冠のうっ閉度、既往の植栽本数等を勘案して、植栽本数を決定するが、下層木の確実な生長を確保するため、樹冠直下を避けて植栽すること。

注) 定められた標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は市の林務担当部局とも相談の上、適切な植栽本数を決定すること。

(3) 変更なし

2 天然更新に関する事項

変更なし

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

変更なし

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

変更なし

5 その他必要な事項

変更なし

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

地域の標準的な森林の立地条件、既往の間伐方法を勘案し、森林の立地の生育促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図ることを旨とし、時期、回数、方法等を次表のとおりとする。

樹種	生産目標 (植栽本数)	伐期 (年)	仕立方法	間伐の時期 (年)							備考		
				初回	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	7回目			
スギ	良質材生産 (3,000本)	50	中庸密度	11~15	21~25	26~30	31~35	36~40				初回は 除伐	
		80	仕立	11~15	21~25	26~30	31~35	41~45	51~55	61~70			
	一般材生産 (3,000本)	50	中庸密度	16~20	21~25	26~30	36~40						
		80	仕立	16~20	21~25	26~30	36~40	51~60					
	一般材生産 (2,500本)	50	中庸～疎	16~25	26~30	36~40							
		80	密度仕立	16~25	26~30	41~45	56~65						
	一般材生産 (2,100本)	50	疎密度	16~25	31~40								
		80	仕立	16~25	31~40	46~55	56~65						
	超長伐期 (3,000本)	100 以上	中庸密度 仕立	16~20	21~25	26~30	36~40	51~60	66~75	81~90			初回は 除伐

標準的な方法

間伐率は1回あたり概ね30%とする。間伐木の選定は、林分構成の適正化を図るよう形質不良木等に偏ることなく行うこと。

2 保育の種類別の標準的な方法

変更なし

3 その他必要な事項

変更なし

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

変更なし

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 区域の設定

【別表1】※能代地区

区分	森林の区域（林班－林小班）	面積（ha）
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	31～38, 42, 44, 45, 47～83, 88～91, 96～98, 101～106, 107-1～29, 107-42, 107-43, 108～119, 122～124, 129, 130, 133, 136～139, 155, 163	6,205.46
水源森林地 域	9, 19, 32～38, 56～68, 76, 79, 98, 135	2,096.04

【別表1】※二ツ井地区

森林の区分	森林の整備及び保全の基本方針	面積（ha）
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	1, 3～25, 27～30, 30～38, 44～47, 51～64, 66～81, 84	5,899.07
水源森林地 域	60, 67, 70, 75, 77～79	736.77

(2) 変更なし

3 その他必要な事項

変更なし

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針

変更なし

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

変更なし

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

変更なし

4 その他必要な事項

変更なし

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

変更なし

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

変更なし

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

変更なし

4 その他必要な事項

変更なし

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システム路網の整備に関する事項

変更なし

2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

変更なし

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設にかかる留意点

変更なし

イ 基幹路網の整備計画

変更なし

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

変更なし

(2) 細部路網に関する事項

変更なし

4 その他必要な事項

変更なし

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

林業従事者の養成・確保のため、新たな研修機関である「秋田林業大学校」を活用した高い技術と知識を持った林業就業者の育成とキャリア形成支援、並びに森林組合等の林業事業体における雇用関係の明確化、雇用の安定化、他産業並みの労働条件の確保及び事業量の安定確保など雇用条件の改善に努めるものとする。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

変更なし

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

変更なし

Ⅲ 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他森林の保護に関する事項

1 森林病虫害の駆除及び予防の方法

(1) 森林病虫害の駆除及び予防の方針及び方法

森林の病虫害の駆除及び防除については、適切な間伐等の実施、保護樹帯の設置、広葉樹林や針広混交の育成複層林の造成等を行うとともに、日常の管理を通じて防除対策の充実に努めることとする。

特に、松くい虫による被害については、被害抑制のため健全な松林の整備と防除対策の重点化等地域や被害程度に応じた被害対策を進めるとともに、被害の状況等に応じ、被害跡地の復旧及び将来的には抵抗性を有するマツ又は他樹種への計画的な転換を図ることとする。この実施に当たっては、地域住民の憩いの場でもある海岸松林の保全・再生に向け、ボランティア等との協働により対策を推進することとする。

また、ナラ枯れ被害については、徹底した監視を行うとともに、県と連携し保全すべきナラ林を特定し、被害対策を推進します。その他のナラ林については、資源としての利活用を促進し、ナラ枯れに強い若い森林に更新するよう普及啓発を行うこととする。

(2) 変更なし

2 鳥獣による森林被害対策の方法

野生鳥獣による森林被害対策については、鳥獣保護管理施策等との連携を図り、野生鳥獣との共存に配慮した森林整備及び保全を図ることとする。

なお、ニホンジカについては県内各地で目撃が報告されていることから、関係行政機関でニホンジカに関する情報収集と共有化を図ることとする。

3 林野火災の予防の方法

変更なし

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

変更なし

5 その他必要な事項

変更なし

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

変更なし

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法

変更なし

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備

変更なし

4 その他必要な事項

変更なし

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

(1) 変更なし

(2) 森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域
区域の新設及び再編を行う。

区 域 名	林 班	区域面積 (ha)
東雲	(能代) 1-19	452.35
常盤①	変更前 (能代) 16-19, 29-51, 54	1,505.90
	変更後 (能代) 29-51, 54	1,415.82
常盤②	(能代) 52, 53, 55-67	1,550.94
常盤③	(能代) 68-83	1,220.35
鶴形母体	(能代) 84-91, 103-107, 110-121	1,471.24
桧山	(能代) 21, 92-102, 122-124, 130	923.85
中沢大森	(能代) 22-24, 125-129, 131-144, 162	1,060.36
浅内河戸川	(能代) 25-28, 145-161, 163	880.90
種梅①	(二ツ井) 1-14	1,152.87
種梅②	(二ツ井) 15-21	770.11
種梅③	(二ツ井) 22-32	942.90
小繫	(二ツ井) 33-39	512.78
仁鮒	(二ツ井) 40-51, 65	973.61
田代	(二ツ井) 52-64	913.70
荻又石	(能代) 108, 109 (二ツ井) 66-75	1,105.52
駒形	(二ツ井) 76-87	828.65

2 生活環境の整備に関する事項

変更なし

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

変更なし

4 森林の総合利用の推進に関する事項

変更なし

5 住民参加による森林の整備に関する事項

変更なし

6 その他必要な事項

変更なし